

新たに交付要件とする際には、十分な経過措置期間を設けることが必要である。

- ・プラスチック使用製品廃棄物の一括回収は再資源化の促進や循環型社会の形成を推進・継続する上で重要であり、廃棄物の削減、地球温暖化の防止の観点からも、地方公共団体にとって取り組まなければならない喫緊の課題である。
- ・廃棄物処理施設を整備する地域の住民理解を得るため、施設周辺や地域環境の整備も欠かせず、相当な費用を要することから、それに対する交付金による財政支援範囲の拡充が必要である。
- ・令和5年6月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」の新計画において、廃棄物処理施設で回収したエネルギーの活用による地域産業の振興、災害時の防災拠点としての活用などの「地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備」が挙げられており、施設整備地域に多面的な価値をもたらす施設の整備が求められているが、裏付けとなる財源措置が必要である。
- ・焼却施設解体工事が交付対象となるのは、廃棄物処理施設の整備に伴うものや、新たに焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体工事となっており、既に廃炉となった焼却施設単体での解体工事は対象外となっている。廃焼却施設を放置しておくこと、風雨にさらされた構築物の崩壊・倒壊等の危険性が増長されることになり、施設の解体は喫緊の課題となっている。
- ・最終処分場などの一部の施設整備にかかる用地費、管理・計量設備及び排水処理設備に係る建屋部分の整備費が交付金の交付対象となっていない。
- ・廃棄物処理施設の解体には、特殊な設備の解体やアスベスト・ダイオキシン類の飛散防止対策や、作業員のばく露防止対策、土壌汚染対策等の多額な費用が必要となる。
- ・し尿処理施設の移転改築工事における旧施設の解体撤去工事は、一般的な施設の解体と異なり、現地建替や工法が複雑になることから、多額の費用が必要となるため、市町村等の財政負担は大きなものとなり、交付金による支援範囲の拡充が必要である。
- ・交付金の交付には新施設竣工の翌年度に解体着工が必要であり、かつ、交付金の交付対象が整備した施設と同数に限定される。また、既存施設の解体のみのときは、跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合、交付金の交付対象になっていないため、交付金による支援範囲の拡大が必要である。
- ・市町村が解体費用を全て一般財源で賄うことは、物価高騰等の影響や景気が不透明なこと等から、非常に厳しい状況であり、新たな廃棄物処理施設整備が伴わない解体工事費についても交付金による財政支援範囲の拡充が必要である。

・【長野広域連合】

長野広域連合がごみ処理施設を整備するに当たり、最終処分場など一部の施設整備に係る用地費、管理・計量設備、排水処理設備に係る建屋部分が交付金の交付対象となっておらず、その分が構成市町村の費用負担となる。また、施設を整備する市町村においては、施設の周辺環境整備に掛かる費用も交付金の交付対象となっておらず、その分を一般財源で賄うことになり、事業を実施する上で財政負担が大きく、懸念事項となっている。

・【上田地域広域連合】

上田市、東御市、長和町、青木村の可燃ごみは、上田地域広域連合所管の3箇所の焼却施設（クリーンセンター）で処理しているが、いずれも老朽化が進んでいる。

上田地域広域連合では、3クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。

上田地域広域連合では、過去2度にわたり建設候補地の選定を行ってきたが、いずれも地元住民の同意が得られず断念せざるを得ない結果となっている。

現在、施設の早期建設に向け、平成24年6月に広域連合が提案した建設候補地について、地域住民との合意形成が図られるよう、上田市も広域連合と連携して取り組んでおり、令和2年11月から環境影響評価を開始している。

また、上田市では、令和3年度から当該交付金を活用し、焼却ごみを削減する生ごみリサイクルシステムの構築を目指し、有機物リサイクル施設（生ごみたい肥化施設）の建設に向けた生活環境影響調査、事業者選定業務等の事業を進めている。

新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。

最終処分場の用地費のほか、住民理解を得るための振興事業に要する費用については交付金の対象となっていないほか、既存3クリーンセンターの解体・撤去等に係る費用は、交付金の対象が1か所に限定されており、大きな財政負担が生じることとなる。

広域連合及び上田市では「廃棄物処理施設整備計画」の趣旨に則り、新施設建設を契機として周辺の都市機能を整備し、新たなまちづくりを推進する方針であるが、財源確保が大きな課題となっている。

・【川西保健衛生施設組合関係】

新ごみ焼却施設「佐久平クリーンセンター」が稼働したことに伴い既設ごみ焼却施設の2施設が閉炉となっている。内1施設は循環型社会

形成推進交付金交付要綱の改正により交付対象となったが、現制度下では残りの1施設は、交付対象とならないことから多額の解体工事費すべてを一般財源で賄わなければならない。制度改正により全額交付対象とするよう要望する。

廃棄物処理施設の整備には、地域住民の同意を得ることが不可欠であり、周辺環境整備が必要となることから、交付対象外であるこの費用についても、交付金の対象とするよう要望する。

・【伊那中央行政組合】

伊那中央行政組合（伊那市、箕輪町、南箕輪村）は、伊那市に建設した「し尿処理施設」は、昭和55年の供用開始から40年が経過し、施設の老朽化から、移転改築を進めている。（令和2年度～令和10年度）移転改築後、旧施設の解体工事や跡地周辺整備を実施するが、解体工事の財源として、公共施設等適正管理推進事業債（除却事業）を活用する予定であり、これは資金手当てのみで今後の償還において本体工事の起債償還に加え、周辺整備については特定財源がないことから、構成市町村には多額の費用負担が発生し、行政運営への影響が懸念される。

・【北アルプス広域連合】

北アルプス広域連合では、大町市、白馬村及び小谷村の3市村によるごみ処理広域化を進めており、令和3年度から白馬村内の廃焼却施設の解体及びその跡地での新たなリサイクル施設の整備を進めており、令和5年度からは、大町市内の廃焼却施設を解体し、その跡地での資源物一時保管施設の整備を予定している。

廃焼却施設の解体には、ダイオキシン類の飛散防止など多額な費用が必要となるが、その財源を確保する上で交付金は、欠くことのできない制度であり、実施計画に見合った所要額が確実に交付されなければ3市村の財政に深刻な影響を及ぼす恐れがある。

・【茅野市、諏訪南行政事務組合】

茅野市、富士見町及び原村の可燃ごみは、諏訪南行政事務組合所管の諏訪南清掃センターで焼却処理をしているが、老朽化が進み、更新時期を迎える中、今後、整備を進める必要がある。

諏訪南行政事務組合では、環境省の「ごみ処理広域化」の方針に基づき、組合内にある、2か所の不燃物処理施設（茅野市不燃物処理場、南諏訪衛生施設組合粗大ごみ処理施設）を統合し、新たなリサイクルセンターの整備を行い、令和3年10月に稼働した。旧施設は、老朽化のため解体を進める必要があるが、財源確保が課題となっている。

・【穂高広域施設組合】

穂高広域施設組合では、新ごみ処理施設が令和3年3月から本格稼働となり、管理面及び景観の観点から廃止となった旧廃棄物処理施設の解体を速やかに進めることが必要となっているが、財源確保が大きな

	課題である。交付金対象要件の拡充を強く要望するとともに、さらには実施年度においては実施計画に見合った交付金を交付していただくよう要望する。
関係 法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金交付要綱